

(様式第2号)

会 議 録

平成31年3月29日作成

会 議 の 名 称	第6回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	平成30年7月11日(水) 午後1時30分 ~ 午後1時51分		
会 議 の 開 催 場 所	役場3階 委員会室	公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	1名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第 6 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 平成30年7月11日(水) 午後1時30分 ~ 午後1時51分

2. 場 所 役場3階 委員会室

3. 議事日程

【審議】

- ①農地法第4条第1項第7号の規定による届出取消願について
- ②農地法第3条の規定による許可申請書について

4. 出席者

(委 員)

会長	大西 義雄	会長代理	浅田 泰男	委員	栗辻 喜久雄
委員	井上 謙一	委員	種田 悟		
委員	川村 脩一	委員	木村 修		
委員	高山 一郎	委員	中村 清司		
委員	西田 尚弘	委員	藤原 弘		

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	課長	馬場田 耕平
担当	西崎 大樹				

5. 欠席者 3名

6. 傍聴人 1名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員

西田 尚弘

署名委員

藤原 弘

<p>事務局</p>	<p>それでは定刻になりましたので、ただいまから第6回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の西崎です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、座って進めさせていただきます。</p> <p>本日の案件でございますが、審議案件といたしまして「農地法第4条第1項第7号の規定による届出取消願について、農地法第3条の規定による許可申請書についての2件となっております。</p> <p>会長挨拶に先立ちまして、会議中の発言につきまして、改めて皆様にお願いがございます。</p> <p>ご存知のとおり、農業委員会の審議は公開されております。個人情報保護の観点から、会議内で発言される際は、個人情報について発言されないようご留意願います。</p> <p>特に、申請者等の氏名、住所、審議されている農地の所在、地目、面積、売買価格、その他個人が特定される可能性のある情報につきましては、発言を控えていただきますようお願いいたします。</p> <p>これらの事項は、委員の皆様にお配りしております資料には掲載されておりますが、傍聴者向け資料、公開用の資料、議事録等では非公開としております。</p> <p>本日の案件は訴訟が行われていた案件であることから、今まで以上に個人情報の取り扱いにはご注意ください。</p> <p>繰り返しになりますが、申請者等の氏名、住所、審議されている農地の所在、地目、面積、売買価格、その他個人が特定される可能性のある情報につきましては、発言を控えていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をいただきます。大西会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さん、本日はお忙しい中お集まり願いましてありがとうございます。自然の怖さを身にしみて、6月18日大阪震災、島本町は5強くらいですね。高槻で6弱くらいありました。高槻、茨木の南側ですね、あたりでかなりの被害がありました。それで、こうした復旧作業の中で先週末からの西日本全体の大雨。今も広島、岡山、愛媛県、その辺を中心に豪雨で170名くらい死者が。まだ50名近く行方がわからない人がおるんで、大変なことがありました。</p> <p>島本町のほうもかなりの波に叩かれましたけども大阪は自由やったとい</p>

	<p>うことです。何人来たかわかりませんが、日ごろの暮らし、備えが大事というところがございます。皆さん方農業されている方ですけども、我々尺代地区に対しまして避難指示を当然警報されております。数件がです、避難されました。農業水路なんですけど、月曜日の15人が20人近くです、復旧したといったところがございます。皆さんの地区の水路が塞がったとか、あぜ道がすごいとか、あるいは山の法面がずったと、そういうことがございましたらです、役所のほうに連絡していただけたら復旧をして1日でも早く平常な生活ができるという状態にさせていただくことをお願いしたいと思います。</p> <p>まだまだ、やっぱり温暖化というのが私は学者から言われていますけど。やっぱり1℃近くです、夏場は温度が上がるとです。そうしたらやっぱり空気中の絶対必要なんです、その旨で事情が聞き取れたんです。ものすごい水の量なんです、空気中であって、だからそれがでっかいスポンジとして、それで水の塊がぞくぞくと、1つ1つはです、大きさが違うというものが。お互いに注意して、注意してもできるところもありますけど、できるだけ逆に雨が降ったときにこわいこと見て、この日何か経験一つに、どうしとけばええかなということをよく考えていくということが大事なのかなと思います。</p> <p>それでは冒頭の挨拶はこれくらいにいたしまして、議事開始をよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、お願いします。</p>
議長	<p>それでは議案に入る前に、委員の出席状況について報告いたします。委員14名中、出席者が11名、欠席3名であります。島本町農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことを、ご報告申します。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。署名委員は西田 尚弘委員、藤原 弘委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、次に本日傍聴者はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>傍聴者が1名おられます。</p>
議長	<p>議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がございますが、傍聴を認めること、よろしいですか。</p>

	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認めて入室を許可します。</p> <p>それでは、議案に入ります。審議案件は2件ございます。1件目は「農地法第4条第1項第7号の規定による届出取消願について」でございます。2件目は「農地法第3条の規定による許可申請書について」は、関連しておりますので、一括して事務局のほうから説明願います。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、2件の審議案件につきまして、一括してご説明させていただきます。</p> <p>本日の2件の審議案件は、過去の農業委員会におきまして農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届け出があった土地について、転用を進めている間に所有者間で争いが生じ、その後裁判上の和解が成立したという事案でございます。</p> <p>まず、議案書の41ページをご覧ください。41ページをご覧くださいますと、和解の内容でございますが、和解条項第1項は、金銭の支払いと引きかえに、所有権を移転するというものでございます。</p> <p>続きまして、第2項でございますが、島本町農業委員会に対し農地法第3条の規定による、共有持分移転の許可申請手続をすることが記載されております。</p> <p>さらに42ページに移りまして、第5項、第6項には、島本町農業委員会の許可を受けた場合には、所有権移転手続をすることが記載されております。</p> <p>このように、島本町農業委員会の許可がないと解決できない和解内容となっているため、今回申請が行われたという流れになっております。</p> <p>それでは、案件ごとに説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>本件は、過去の農業委員会において農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届け出がされた土地について、届け出を取り消したいという申請があったものです。</p> <p>申請がありました土地は、広瀬一丁目の4筆で、地番、地目、面積、所有者はご覧のとおりとなっております。駐車場にするために転用の届け出をされましたが、先ほど申し上げましたとおり、農地法第3条の許可が必要となりましたため、一旦届け出を取り消し、農地に戻した上で3条の許可を受けるという目的で、取消願が提出されました。</p> <p>2ページが取消願、それから3ページが過去に転用の届け出があった際の届け出書でございます。</p> <p>続きまして4ページをご覧ください。</p>

	<p>2 件目の審議案件でございますが、1 件目と同一の土地につきまして、所有権を移転するための許可申請の案件となっております。</p> <p>4 ページの備考欄をご覧ください。備考欄の 3 行目にかっこ書きで記載されておりますとおり、譲渡人の持分は6分の1であり、2名の譲受人に対し、各12分の1の持分を譲渡する内容となっております。なお、本件は裁判上の和解に基づく申請であることから、譲渡人の押印及び印鑑証明書の添付なしで受付をしております。これは、農地法施行規則第10条第1項第2号により、裁判上の和解があった場合には、一方当事者による単独申請が認められていることに基づくものでございます。</p> <p>5 ページから13 ページまでが申請書、14 ページから25 ページまでが登記事項証明書、それから26 ページから29 ページまでが住民票、続きまして30 ページ、31 ページが位置図でございます。ちょっと見にくいかもしれませんが、ピンクで囲っている部分が今回審議対象となっている土地、それから水色で囲っている部分が譲受人の住居でございます。32 ページ、33 ページが住居から審議対象となっている土地までの経路図、34 ページが公図、35 ページから38 ページまでが耕作証明願、39 ページから44 ページまでが裁判上の和解調書、45 ページから46 ページまでが和解調書通りに金銭が支払われたことを確認するための振込依頼書の写しでございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明のありました案件でございますが、中村委員の担当地区となっておりますので、中村委員のほうから補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>はい。事務局からおっしゃったとおりでございます。図面の書類どおりでございます。結局は4条を3条にして農地に開発ということになっております。別に何も周囲にはないと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>余り例のないことですが、ちょっと要約すると、平成28年4月26日にですね、1 ページに書いてある届け出4名の方がですね、駐車場にしたいということで届け出があって今回裁判したということでございますが、その和解に書いてありますように少しもともとここ一旦それを取り消すというのが1つ。要するに農地に戻す。</p> <p>戻った4名のうちの■■■■と■■■■の方のものに被告の人のものを渡して、そういうことは解決できたという次第でございます。こういうことでありまして、あとはそれを市町村の、島本町の農業委員会と</p>

	<p>うことにはできないということでございますので、我々としても裁判所の、大阪地裁のおっしゃるとおりにさせていただいて、ということでございます。</p> <p>その辺にあたって皆さん方のほうからありましたら、よろしく願いいたします。</p> <p>個人情報に関係するものについては気をつけていただきたいと思います。</p> <p>今日のところは農地に戻して1人の名義にしたものを先に渡すということやから、この名義の人は先ほど言った3名なんです、これ。そういうことやね。</p> <p>よろしいですか。何か質疑ございませんか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは採決を行いたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ないものと認め、採決いたします。</p> <p>それでは、まず、1件目の審議案件「農地法第4条第1項第7号の規定による届出取消願について」、取り消しに承認される方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ということで、承認いたします。</p> <p>続きまして、2件目「農地法第3条の規定による許可申請書について」許可することに承認される方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ということで、本案件については承認いたします。</p> <p>以上で本日の議案の審議が終了いたしました。委員の皆さんからほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>これ以外でも結構ですが、何かありませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>委 員</p>	<p>ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですけども、農地から</p>

<p>事務局</p>	<p>駐車場に変更ということですが、駐車場にするための期間というのは法に定めはないのでしょうか。変更届を出してから1年以内に駐車場に着手するとか、そういったことはないですか。</p> <p>今回の案件ですと、ちょっと3ページをご覧いただきたいんですけども。3ページでこれ届け出していただいたときの届け出書になるんですが、その下のほうですね、3番、転用計画というところに着工時期と完了時期というのが書かれているんですけども、ただこれはあくまで予定ですので、予定が変更になるということもあり得るということで、今回に関してはそれを転用の手続をしている間に争いが生じたということでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと立ち入ったことお聞きしていいですか。今現在がこうなっているだけですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>いや、多分何もされなくて農地に簡単に戻せるということがあったんだろうと思いますけど。</p>
<p>委員</p>	<p>何かそういう制限はないのかなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません。本来、大阪府知事の許可案件であれば転用計画が変更になる場合、変更の書面なんかもあるんですけども、今回届け出ということで、届け出書を出していただいて予定を書いていただくということで、予定が変更になったからと言って何か変更の届け出を出していただくということは特にしていただかないので、特にこの予定どおりにいかなかったからといっていつまでにやらないといけないというのはございません。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。 ほか、ございませんか。 それでは、事務局から何かありましたら、連絡事項とか何か。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、特にないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>

事務局

それでは、以上をもちまして、第6回島本町農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。